

**なるほど納得！
成年後見・任意後見**

行政書士長谷川憲司事務所

成年後見・任意後見 【新制度誕生】

- 成年後見制度・任意後見制度の誕生
 - 2000年（平成12年）4月1日に介護保険制度と共に施行された制度
 - 福祉サービスが「措置」から「契約」へ
 - ・ 福祉サービスは、行政の措置ではなく、当事者の契約によることに
 - ・ 高齢者も障害者も契約の「客体」「対象」ではなく、「主体」
 - 契約とは意思表示の合致
 - ・ 権利義務の発生、拘束力
 - ・ 前提として契約には、判断能力が必要
- ※判断能力が欠如、不十分の場合は契約は無効

成年後見・任意後見 【新制度誕生】

■ 成年後見制度の必要性

● 契約をするための判断能力を補う方法が必要になった

● それまでは、禁治産と準禁治産の2つの種類（類型）

・ 戸籍記載や家制度の名残で財産管理偏重等が問題点だった

● 成年後見制度とは

・ **判断能力が不十分な高齢者、認知症当事者、知的障害者、精神障害者などの方々を本人の自己決定権を尊重しつつ、財産管理や契約を補助したり代理することにより安心して生活ができるように支援し、権利を守る制度**

成年後見・任意後見 【新制度誕生】

■ 成年後見制度は、身体的能力の程度ではなく判断能力の程度がポイントで、大きく分けると2つに分かれます

● 法定後見制度（法律による後見制度）

- ・ 法定後見制度は、精神上的の障害により判断能力が現在すでに不十分な状態にある人が利用
- ・ 支援する人を裁判所が選任

● 任意後見制度（契約による後見制度）

- ・ 任意後見制度は、現在は判断能力が十分な状態の人が利用
- ・ 支援する人を自分で選び契約

成年後見・任意後見 【理念】

■ 成年後見制度の理念

● 高齢社会への対応及び知的障害者、精神障害者などの福祉の充実の観点から、成年後見制度は以下のことを基本理念としています

(1) 自己決定の尊重

- ・意思決定の支援が適切に行われること

(2) 身上配慮義務

- ・財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと

(3) ノーマライゼーション

・被後見人等がすべての人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

- ・すなわち、障害のある人も家庭や地域で通常的生活ができるような社会を作るという理念

成年後見・任意後見 【利用例】

■ 法定後見制度を利用するケース

●生活する上で判断能力が低下していると、権利を守ることができなくなる危険がある

例 1) 実家で一人暮らしの母が認知症に。

・だんだん、病院の支払いや通帳の管理ができなくなってきた

成年後見・任意後見 【利用例】

- 法定後見制度を利用するケース
- 悪質な業者と不利な契約を締結してしまう危険性

例 2) 認知症の父と母の家に高額なふとんや浄水器がたくさんある

- ・ 給湯器も交換したばかりなのにまた新しいものに替わっている
- ・ でも本人たちは知らないと言っている

成年後見・任意後見 【利用例】

■ 法定後見制度を利用するケース

● 必要なサービスの契約や財産の管理ができなくなる

例 3) 妹は知的障害があり施設で生活。何十年も自分が面倒をみてきた
・最近、自分も年をとり、面倒を見ることができなくなってきた

例 4) 交通事故で高次脳機能障害と診断。
・かろうじて寝たきりではないが、色々な手続きができなくなった

成年後見・任意後見 【利用例】

■ 任意後見制度を利用するケース

● 必要なサービスの契約や財産の管理ができなくなる

例 1) 今は元気、自分のことは何でもできる

- ・でも将来、頼る人がいなくて不安

● 親なきあと問題

例 2) 私の子供は精神障害があり、家で面倒をみてきた

- ・だけど、私が認知症になったり、いなくなったときに不安

成年後見・任意後見 【法定後見とは】

■ 法定後見制度とは

- 現在すでに判断能力が不十分な状態の人について
- 本人や配偶者または四親等内の親族等の申立てにより
- 家庭裁判所が審判とともに適任と認める人を
- 成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）に選任する制度

- 3つの類型は判断能力の程度で分かれる
 - ・ 後見→判断能力が常に欠く常況
 - ・ 保佐→判断能力が著しく不十分
 - ・ 補助→判断能力が不十分

成年後見・任意後見 【法定後見 3 類型】

- 法定後見制度の3つの類型
- 医師の診断を元に家庭裁判所の裁判官が決定する
- **後見**→判断能力が**常に欠く常況**
 - ・自己の財産を管理・処分することができない
- **保佐**→判断能力が**著しく不十分**
 - ・自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である
- **補助**→判断能力が**不十分**
 - ・自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある

成年後見・任意後見 【後見類型】

■ 後見→判断能力が常に欠く常況

- ・ 自己の財産を管理・処分することができない

● 後見事例（法務省サイトより） 本人の状況：統合失調症

- ・ 統合失調症を発症、幻覚や妄想などの症状が悪化し入院
- ・ 母と本人の2人で生活していたが、その母が亡くなる
- ・ 母の相続や、本人が引続き生活に必要な医療や福祉サービスを受けられるよう、本人の唯一の親族である叔母が後見開始を申立
- ・ 叔母は遠方に居住しており、また、相続では不動産の登記などが必要であることから、司法書士が後見人に選任

成年後見・任意後見 【後見類型】

- **後見**→判断能力が**常に欠く常況**とは
 - 本人が一人では日常生活を送ることができなかつたり、財産の管理ができないなど、判断能力が全くない常況の場合のこと
 - このような場合、**家庭裁判所**が後見開始の審判とともに**成年後見人**を選任し、審判が確定した本人を**成年被後見人**という
 - 成年後見人は**、本人の**財産管理**を行い「**代理権**」「**取消権**」を行使できる
 - ・「代理権」→本人に代わって本人のために契約等を行う
 - ・「取消権」→本人が行った不利益な法律行為の取消しができる
- ※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消せない

成年後見・任意後見 【保佐類型】

■ 保佐→判断能力が著しく不十分

- ・ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である

● 保佐事例（法務省サイトより） 本人の状況：中程度の認知症の症状

- ・ 本人は1年前に夫を亡くし、以降一人暮らし
- ・ 以前より物忘れがみられた、最近買い物の際にいくらの紙幣を出したか分からなくなることが多くなるなど、日常生活に支障が生じる
- ・ 子どもと同居を開始。子どもが保佐開始の審判の申立てと同時に、自宅不動産の売却代理権付与の審判を家庭裁判所に申立て
- ・ 子どもが保佐人に選任され、自宅不動産の売却手続きを行なう

成年後見・任意後見 【保佐類型】

- **保佐**→判断能力が**著しく不十分**とは
 - 本人が一人で買い物など日常的な生活をすることはできるが、不動産売買や金銭の貸借または遺産分割協議等、重要な財産行為を一人ではできないなど、判断能力が著しく不十分な場合のこと
 - 家庭裁判所**が保佐開始の審判とともに**保佐人**を選任し、審判が確定した本人を**被保佐人**という
 - 保佐人**は特定の行為について、「**同意権**」「**取消権**」を行使できる
 - ・「同意権」→本人の特定の行為に同意
 - ・「取消権」→本人が同意を得ずに行った特定の行為を取消しできる
 - 本人の同意を得て、本人の行為についての代理権を保佐人に与えることもできる

成年後見・任意後見 【特定の行為】

■特定の行為→民法第 13条第1項に定める行為

民法第 13条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条但し書きに規定する行為（※）については、この限りではない。（※日用品の購入など日常生活に関する行為）

- 一 元本を領収し、又は利用すること
- 二 借財又は保証をすること
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- 四 訴訟行為をすること
- 五 贈与、和解又は仲裁合意をすること
- 六 相続の承認もしくは放棄又は遺産の分割をすること
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること
- 九 第 602条に定める期間を超える賃貸借をすること 例) 建物の賃貸借3年

成年後見・任意後見 【補助類型】

■ 補助→判断能力が不十分

- ・ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある

● 補助事例（法務省サイトより） 本人の状況：軽度の認知症の症状

- ・ 最近お米を研がずに炊くなど、家事の失敗がみられるようになる
- ・ また、貸金業者からの借金を繰り返すようになる
- ・ 困った長男が補助開始の審判を申立て、併せて本人が他人からお金を借りたり、他人の借金の保証人になることについて同意権付与の審判を申立てる
- ・ 長男が補助人に選任。本人が長男に断りなく貸金業者から借金をして、長男が取消すことができるようになる

成年後見・任意後見 【補助類型】

- 補助→判断能力が不十分
- 本人の判断能力が不十分、重要な財産行為を一人で行うには不安
- 本人の利益のために誰かに代ってもらったほうがよい場合
- 家庭裁判所が補助開始の審判とともに補助人を選任、審判が確定した本人を被補助人という
- 補助人は、民法第 13条第1項に定める行為のうち、本人が必要とする一定の行為についてのみ同意権と取消権を与えられる
 - ・ また、その範囲内で被補助人に代理権を与える申立てができる
- 補助の申立てにおいて注意すべき点
 - ・ 申立てそのもの、同意権、取消権、代理権の内容について、すべて本人の同意が必要となることです。

成年後見・任意後見 【申立権者】

■ 申立てができる人

● 成年後見開始の審判

本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人、市町村長（老人福祉法等の規定による）

● 保佐開始の審判

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人、市町村長（老人福祉法等の規定による）

● 補助開始の審判

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人、市町村長（老人福祉法等の規定による）

成年後見・任意後見 【選任】

■ 成年後見人などの選任

- 申立ての際に親族などの候補者をあげることができる
- しかし家庭裁判所が適任と認めた人を後見人等に選任する。
候補者ではない人が後見人等になることがある
- 親族間トラブル、賃貸不動産が多い場合など専門家が選任される
- 選任された専門家が本人の財産管理などをする
 - ・ この場合、親族は財産管理をすることはできなくなる

成年後見・任意後見 【選任】

■ 成年後見人などの選任

- 複数人が就任することや法人の後見人等も可能
- また、裁判所が必要と判断した場合、後見監督人が選任される
- 選任された人について不服の申し立てはできない
- また、次に該当する人は後見人等にはなれない
 - ・ 未成年者、成年後見人等を解任された人
 - ・ 破産者で復権していない人
 - ・ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
 - ・ 行方不明である人

成年後見・任意後見 【仕事】

■ 成年後見人などの仕事

- 成年後見人→本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理する
- 初回報告書（以下の書類を家庭裁判所へ提出・報告）
 - ・ 本人の資産状況を把握して「財産目録」を作成
 - ・ 生活の予定や収支の計画として「年間収支予定表」を作成

成年後見・任意後見 【仕事】

■ 成年後見人などの仕事

● 日常的な仕事

- ・ 「**財産管理**」 ...本人の預貯金管理、家賃支払、年金受領など財産に関する法律行為
- ・ 「**身上監護**」 ...介護保険サービス契約や入院契約など生活や療養看護に関する法律行為
- ・ 定期的に「**財産目録**」や「**収支報告書**」など家庭裁判所に提出・報告

● 必要に応じて行なう仕事

- ・ **本人がした不利益な法律行為**を後から取り消す「**取消権**」の行使
- ・ 本人の居住用の不動産を売却せねばならぬ場合、裁判所の許可を得て売却
- ・ 相続が発生時は、本人に代わり遺産分割協議に参加する
- ・ 本人と成年後見人が共に相続人となる場合は、特別代理人の選任を受け、遺産分割協議を行う

成年後見・任意後見 【報酬】

■ 成年後見人などの報酬

- 家庭裁判所が公正な立場から金額を決定

- 本人の財産の中から支払われる

- 具体的には、後見人等が働いた期間、本人の財産の額や内容、後見人等が行った事務の内容などを考慮します。

- 東京家庭裁判所の公表している報酬基準（参考）

- ・ 本人の財産が1000万円までの場合、年額24万円程度

- ・ 本人の財産が5000万円までの場合、年額48万円程度

- ・ 本人の財産が5000万円以上の場合、年額72万円程度

成年後見・任意後見 【申立】

■ 申立て必要書類（東京家庭裁判所の場合）

- 親族関係図、申立書、本人の診断書や本人情報シート等及び付票等（愛の手帳のコピー）
- 本人の戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書
- 後見人等候補者の戸籍謄本、住民票、申立事情説明書、同意書、後見人等候補者事情説明書
- 本人の財産目録及び収支状況報告書に関する資料など

■ 申立て手続き期間（東京家庭裁判所の場合）

- 申立書類提出後、面接や親族への調査、本人の鑑定など審判が出るまで約3ヶ月から半年要す

■ 申立ての取下げ

- 一度申立てをした後は、家庭裁判所の許可がないと取下げできない

成年後見・任意後見 【任意後見制度】

■ 任意後見制度

- 本人（委任者）が判断能力のあるうちに、将来判断能力が不十分になったときのために備え、本人を支援してくれる人（任意後見受任者）と、公証役場で公正証書にて契約を締結する
- 実際に本人の判断能力が不十分になった時に、裁判所で任意後見監督人の選任を受け、任意後見人が契約内容に沿って、**本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為**を行うとともに、**本人の財産を適正に管理**する

■ 任意後見契約法

- 法定後見制度は民法上の制度
- 任意後見制度は民法の特別法である「任意後見契約に関する法律」に定められた制度
- ・ **契約をするとき、本人に判断能力がない場合、任意後見制度は利用できない**

成年後見・任意後見 【類型】

■ 任意後見契約の3類型

- **即効型**...判断能力が低下した人が任意後見契約を締結後、直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て任意後見契約を発効させる
 - ・任意後見契約が有効に締結されたかという問題があり、判断能力の不十分さの程度により、法定後見を利用したほうがよい場合がある
- **将来型**...将来のために任意後見契約を締結
 - ・契約時から本人の判断能力が低下し任意後見監督人選任までに時間的な空白が生じ、申立ての遅れや場合により申立てがされない危険性
- **移行型**...任意後見契約を締結と同時に、任意代理契約（委任契約）を締結
 - ・本人の判断能力が低下する前に任意後見受任者が財産管理や身上監護の面で契約内容による関わりを持ち、本人の判断能力が低下し、任意後見契約が発効した時点で任意後見人となり、引続き円滑に後見業務を行う

成年後見・任意後見 【類型】

■ 望ましい任意後見契約の類型

● 移行型（任意代理契約＋任意後見契約）

- ・ 任意後見受任者が本人の判断能力が低下する前に、任意代理契約に基づく代理権を行使し、本人の財産管理等を行う
- ・ 判断能力低下後に任意後見契約に基づく代理権を行使することになり、将来型と異なり、任意後見監督人選任申立てから選任されるまでの間の本人保護が可能
- ・ 本人の判断能力がある時点から、財産管理や身上監護の面で密接に関わるため、疎遠になりにくく、本人の財産や健康状態を予め把握しておくことができる

成年後見・任意後見 【任務】

■ 任意後見人の任務

- 何を行なってもらうか任意後見契約で決める
- ただし、**法律行為に限られる**（代理権のみで、取消権や同意権はない）

【例示】

- 収入や支払いの管理、預貯金の管理・払戻し
- 不動産その他の重要な財産の処分、遺産分割、
- 賃貸借契約・医療契約・施設入所契約・介護サービス契約等の締結
- 重要な書類の保管、税や区役所での手続き
- 訴訟の際弁護士に委任する権限

- **介護・介助・買物など事実行為を頼みたい場合、別途準委任契約が必要**

成年後見・任意後見 【就任条件・報酬】

- 任意後見人になれる人
- 任意後見人になるための法律上の制限はありません
- 複数の任意後見人や法人も可能

- 任意後見人の報酬
- 予め契約で報酬を本人と受任者との間で決める（公正証書に記載）
 - ・ 家族などの場合無報酬の場合もあるが、行政書士等の専門家になる場合、報酬有が多い
 - ・ 金額の基準はなく、家庭裁判所の法定後見の報酬基準が参考資料

成年後見・任意後見 【任意後見監督人】

■ 任意後見監督人

任意後見契約が発効→本人の判断能力が不十分になったとき（「補助」相当に該当する程度の判断能力）、家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てを行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで、任意後見受任者が任意後見人となり、任意後見が開始される

■ 任意後見監督人になれない人

- 任意後見人の近親者、未成年者、家庭裁判所で解任された者など

■ 任意後見監督人の任務

● 任意後見人の事務処理の状況、支出の計算・用途等について資料や報告書の提出と報告を求め、任意後見事務の改善の助言や指示をし、家庭裁判所へ報告

■ 任意後見監督人の報酬

- 家庭裁判所が審判にて決定し、本人の財産から支払われる

なるほど納得！ 成年後見・任意後見制度

本日のお話しはこれで終了です
皆様、長時間のご静聴ありがとうございました

行政書士長谷川憲司事務所
連絡先：090-2793-1947